

平成26年度独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会（第3回）議事要旨

- 1 日 時 平成26年11月7日（金）15時00分～17時00分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
- 3 出席者 酒井委員長，角田副委員長
板倉，井上，大芝，奥田，奥乃，越，鈴木，高戸，田中，中原，中村，野中，
松尾，毛利，吉川の各委員
（機構側出席者）
野上機構長，岡本理事，山田理事，武市研究開発部長
宮崎准教授，六車特任教授
小新管理部長，斉野学位審査課長
- 4 平成26年度学位審査会（第2回）議事要旨について
確定版として配付された。
- 5 議 事
 - (1) 短期大学及び高等専門学校卒業生等に係る学位取得者数について
学位審査課長から，資料2に基づき，平成26年度4月期の短期大学及び高等専門学校卒業生等に係る学士の学位取得者数等について報告があった。
 - (2) 短期大学及び高等専門学校卒業生等に係る学士の学位授与の審査について
学位審査課長から，資料3-1及び3-2に基づき，平成26年度10月期の短期大学及び高等専門学校卒業生等に係る学士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，学士の学位授与の可否について審査が付託された。
この審査の付託を受け，平成26年度10月期の学士の学位授与の申請について，修得単位の審査及び学修成果・試験の審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ，当該専門委員会・部会に審査及び試験が付託された。
 - (3) 認定課程修了者に係る学士の学位授与の審査について
学位審査課長から，資料4に基づき，平成26年9月に独立行政法人水産大学校本科を修了した3人に係る学士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，学士の学位授与の可否について審査が付託された。
この審査の付託を受け，学士の学位授与の可否について審査が行われ，「合格」と判定された。
 - (4) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について
学位審査課長から，資料5-1及び5-2に基づき，平成26年9月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科を修了した21人に係る博士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，博士の学位授与の可否について審査が付託された。
この審査の付託を受け，平成26年9月の認定課程修了者に係る博士の学位授与の申請について，論文の審査及び試験を担当する専門委員会・部会として医学・薬学専門

委員会医学部会が指定され、同部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。

(5) 認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料6-1及び6-2に基づき、平成27年3月の認定課程修了見込者のうち、防衛大学校理工学研究科前期課程から12人、防衛大学校総合安全保障研究科前期課程から15人、独立行政法人水産大学校水産学研究科から1人及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科から8人の合計36人から、課程修了年度における修士の学位授与申請予定の申出があった旨の説明があり、審議の結果、12月20日までに申請があった場合には、1月から論文の審査及び試験（口頭試問）を実施することが了承された。

(6) 短期大学及び高等専門学校の専攻科に係る認定の審査について

学位審査課長から、資料7に基づき、平成26年9月に受け付けた短期大学の専攻科2校2専攻及び高等専門学校の専攻科5校5専攻からの認定申出について説明の後、機構長から学位審査会に、認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

(7) 高等専門学校の専攻科に係る認定の再審査について

学位審査課長から、資料8に基づき、福島工業高等専門学校ビジネスコミュニケーション学専攻及び熊本高等専門学校生産システム工学専攻から届出された専攻科に係る学則等の変更内容が、短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号）第7条第1項に規定する「専攻科の教育課程等について重要な変更が生じると認められるとき」に該当すると考えられるため、当該専攻科の認定の再審査を実施する旨の説明があり、機構長から学位審査会に、認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

(8) 短期大学及び高等専門学校の認定専攻科の特例適用認定に係る審査について

学位審査課長から、前回の学位審査会で開催することとされた学位審査会専門委員会・部会（工学分野）主査連絡会について、同連絡会を開催して補正審査に向けた要点整理が行われたことの報告があった。

続いて、学位審査課長から、資料9に基づき、前回の判定結果において「不適」又は「保留」とされた項目について、短期大学14校17専攻、高等専門学校56校114専攻から補正審査の申出があり、関係する専門委員会・部会で審査が行われたこと及び審査結果について説明があった。

続いて、学位審査課長から、資料10に基づき、複数の専攻の区分に関わる専攻科の取扱いについて説明があり、原案のとおり了承された。また、この取扱いにおける経過措置の具体的内容については、機構において検討することが確認された。

続いて、学位審査課長から、資料11に基づき、専門委員会・部会の審査結果に基づき作成した特例適用認定の可否に係る学位審査会判定案について説明があり、審議の結果、判定案のとおり決定し、前回学位審査会での判定結果と併せて、最終的に、短期大学16校19専攻、高等専門学校55校120専攻が「可」、高等専門学校2校2専攻が

「否」と判定された。

続いて、学位審査課長から、資料12に基づき、特例適用に係る今後のスケジュールについて、資料13に基づき、特例適用専攻科の審査等に関する課題について説明があり、課題については引き続き、機構内で検討していくこととされた。

(9) 規則の一部改正について

① 学位審査課長から、資料14-1及び14-2に基づき、専攻科認定の申出に係る書類の様式及び提出部数に関する細則の改正案について、資料15-1及び15-2に基づき、認定専攻科の教育の実施状況等の審査に関する細則の改正案について説明があり、原案のとおり了承された。

② 学位審査課長から、資料16-1及び16-2に基づき、大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定の申出に係る書類の様式及び提出部数に関する細則の改正案について、資料17-1及び17-2に基づき、認定を受けた課程における教育の実施状況等の審査に関する細則の改正案について説明があり、原案のとおり了承された。

(10) その他

学位審査課長から、学修成果作成の際の倫理的配慮について、平成27年度「新しい学士への途」より、記載を充実させることを予定しており、7月に開催された各専門委員・部会で出された意見を踏まえ、機構内で検討した結果を11月から1月に開催される専門委員会・部会に提示する旨説明があった。

以 上